

音樂取調入用樂器別紙目錄ノ如雅樂用樂器三管三鼓并俗樂樂器等
御買上相成度就而者音樂取調トシテ出勤之者之内該樂器類豫テ手掛
ケ品柄等心得候ニ付取調方申談候處中等之品ニテ概略代價金貳百九
拾圓と相見積候右ニテ購求可相成哉此段相伺候也

目錄

雅樂用樂器

- 一 笙 壹
- 一 笛 壹
- 一 笛筒 壹
- 一 箏 壹
- 一 箏箱 壹
- 一 箏 壹
- 一 琵琶 壹
- 一 鞀鼓 壹
- 一 大鼓(大鼓) 壹
- 一 鉦鼓 壹

俗樂用樂器

- 一 琴 壹
- 一 琴柱 壹
- 一 琴糸 壹
- 一 三味線 壹
- 一 胡弓三味線 壹
- 一 弓并白壽 壹

右之通

〔手書き〕
『回議書類』明治十三年二月〜十五年六月上

(三) 音樂取調掛最初の入学者

音樂取調掛では六項から成る募集要項を、明治十三年六月七日付で会計局長へ提出した。

- 一、従前音樂(雅樂俗曲等)ニ習熟セシ者ニシテ西樂傳習志願ノ者當分三十名以下ヲ限り當所ニ入ルコトヲ許ス
- 一、右傳習人ハ一切自費ヲ以テ習學スル可シ尤モ別ニ授業料ヲ納ルヲ要セス
- 一、傳習科目ハ唱歌及奏樂ノ初歩トス 且樂器ハ當分ピアノ、オルガン、及ヴァイオリン等ト定ム
- 一、傳習ニ付要スル所ノ樂器、教科用具等ハ當掛所屬ノ品ヲ用ウベシ 尤生徒ノ爲ニ別段新調スルヲ要セス
- 一、傳習時間ハ毎日二時間以下タルベシ 但シ教師ニ對シテ別段報酬金等を要セス
- 一、傳習人入場ニ付テノ費用ハ薪炭等ノ如キ必需品ニ止リ其他費用ヲ要セス

同年十月に次の二十二名が入学を許された。

- 東京府華族 板倉種 満十八年
- 東京府士族中村清行長女 中村專 十七年九ヶ月

東京府士族内田正雄後家	内田久仁	三十三年一ヶ月
東京府平民市川惣太郎妻	市川米子	三十七年
椽木縣士族	鳥居忱	二十五年六ヶ月
東京市平民古筆了中長女	古筆文	三十年十二月
東京府士族馬場逸齊妻	馬場カネ	四十四年十月
神奈川縣士族加藤景直妻	加藤サタ	三十六年七月
東京府士族中邨清行長女	上野鈴	十二年十二月
静岡縣士族米田俊徳妻	米田テウ	十四年三月
静岡縣士族遠山政友次女	遠山キネ	十四年一ヶ月
東京府平民市川惣太郎長女	市川ミチ	十二年一ヶ月
東京府平民林新助長女	林榮	十九年八月
同	林蝶	十四年十月
伶人		

奥好義

安倍季功

辻則承

林廣繼

上眞行

小篠秀一

多久隨

山登松齡

〔手書き〕

以上の伝習決定者二十二名の届け出に対して、官立学務局内では「男

女が教場ヲ同ジクスベカラス」という規則に反するのではないかという意見が交された。しかし島田三郎文部省内記所長は次のような見解を述べ、例外として嚴重な取締りを条件に音楽取調掛の男女共学を許可した。しかし十六年の音楽取調掛規則では女子の入学を禁じている。

傳習所ハ名称コソ異ナレ学校ノ類ニ外ナラズ故ニ教育会第四十二
条ニヨリ男女教場ヲ同クスルヲ得ザルハ勿論ナルベシ然レドモ傳習
志願人寡少ニシテ別時間又ハ別教場ニ教授スルハ事実能ハザル場合
モアラン故ニ席ヲ区別シテ教授スル等ノ事ハ傳習方主任者ノ處分心
得ニアラシムベキ乎果シテ然ラバ兩ツナガラ不便ナシト思考ス

島田三郎 〔手書き〕

〔回議書類〕明治十三年二月〜十五年十二月上

最初の伝習生への授業は十月から開始されたが、それに先立ち九月十日付で六項目の「音楽傳習規則」を設けた。

音楽傳習規則

- 一 樂器上ノ音樂教授ハ各級一週二課トシ每課一時間トス
但當分ノ内十時ヨリ十二時ニ至ルノ時間ヲ以テ之ニ充テ其級ニ
ヨリ十時或ハ十一時ヨリ教授スベシ
- 一 唱歌ノ教授及其教授法ノ傳習ハ一週間一課ト定メ毎土曜日午後
ヨリ總級ヲ合シテ之ヲ授クベシ
- 一 温習時間ハ毎日二時間ト定メ各生徒ハ其級ニ依リ午前八時或ハ
午後一時ヨリ各名ニ指定セル習樂室ニ入り温習スベシ
- 一 音楽取調掛吏員及教員ヲ除クノ外何人ニテモ主任者ノ許可ヲ得

ルニ非レハ他人ノ習樂室ニ入ルヲ許サス

一 傳習人ハ定時間ノ後教場習學室或ハ應接所留ルヲ得ズ尤モ止ムヲ得サル事情アルトキハ教員ヨリ主任者ニ申出テ特許ヲ得テ留ル事ヲ得ベシ

一 當所ハ毎日午前六時ヨリ午後六時マテ開場スルモノトス故ニ主任者ノ許可ヲ得ルニ非レハ定時外ニ之ヲ開クヲ得ス 〔手書き〕

〔『回議書類』明治十三年二月十五年六月上〕

さらに翌年三月「音樂傳習規則追加案」三項目を提出し裁可を願ひ出した。

音樂傳習規則追加案 明治十四年三月

當掛傳習人之儀者専ラ本邦音樂ニ熟シ居候者ヲ募集致シ音樂之事項為取調且其教授法ヲ研習為致後來諸學校ニ唱歌ヲ施行スルノ際ニ當リ其教員タルベキ者ヲ得ベキ目的ヲ以既ニ半年間着手致シ來候處右輩中ニテ從前音曲之師匠等致シ居候者共者其進歩モ殊ニ著シク自今教授法傳習之際自ラ教授之手傳モ出來候場合ニ迄到候ニ付別紙之通音樂傳習規則追加致シ差當リ右相当之者六名程ニ手當金交付相成可然哉相伺候也

音樂傳習規則追加

一 音樂傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハピアノ及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ専ラ音樂教授ノ方法ヲ研習セシムベシ
但學術進歩ノ遲速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ

一 傳習人中學術優等品行方正且年齡相当ニシテ音樂教員タラン事ヲ志願シ教授ノ手傳ヲスル者十五名以下ニ限り手當トシテ一人ニ付一ヶ月金三円宛交付スベシ
但成業ノ期ニ至ラスシテ退學ヲ命セラル、カ或ハ自ラ廢學スルモノハ從前給與セシ所ノ金額ヲ一時ニ辨償セシムベシ

一 前條適當ノ者ニハ卒業ノ期ニ至リ當掛ヨリ卒業證書ヲ附與スベシ 〔手書き〕 〔『回議書類』明治十三年二月十五年六月上〕

この案に対し官立學務局長が意見を朱字で記し、音樂取調掛に回送してきた。

普通學業局の意見〔朱字〕

一 本文音樂傳習規則追加第二項中年齡相当トハ判明ナラズ寧ロ其所謂相當ノ年齢ヲ記スルヲ可トス

一 傳習人中優等者ヲシテ劣等者ノ教授ヲ助ケシムルハ或ハ一便法ナラン、然レドモ今之ニ手當金ヲ交付スルノ事由果シテ教授ノ手傳ニ在リトセバ現今音樂傳習所規則ニ據リ傳習人ノ定員(三十名)ニ比スレバ手傳人ノ員數多キニ過クルガ如シ宜ク之ヲ減シテ十名以下トシ是又内規トシ本則ニ掲ケス特々伺定スルヲ可トス且ツ交付ノ金額モ果シテ手當トシテ教授手傳ノ勞ニ酬ユルモノトスレバ仮令半途ニシテ退學ヲ命ゼラレ又ハ自ラ廢學スルモ其額ヲ償還セシムベキノ理由ヲ見ス故ニ但書ハ删除スルヲ可トス

一 第三項中卒業證書ノ事見ユ然レドモ音樂取調所ノ儀ハ其学科課程モ未タ整備ノ場合ニ至ラス況ヤ其生徒ハ生徒ト稱セズシテ傳習

人ト称シ未ダ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザレバ卒業證書ヲ授与スルハ穩当ナラザルガ如シ傳習人中傳習ノ証ヲ受ケン事ヲ願フ者アルトキハ其証ヲ与フルノミニテ足ラン

〔手書き〕

〔回議書類〕明治十三年二月〜十五年六月上

この意見に基づき音楽取調掛は追加案を二項目に修正し、決定項とした。(前文書につづく。)

音楽傳習規則追加

- 一 音楽傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハピアノ及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ専ラ音楽教授ノ方法ヲ研習セシムヘシ
- 但學術進歩遲速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ
- 一 傳習卒業ノ期ニ至リ傳習證書ヲ得ン事ヲ望ム者アルトキハ當掛ニ於テ其品行及學術検査ノ上之ヲ附與スル事アルベシ

(四) 音楽取調掛授業課目表 明治十四年十月作成

表中に「長年生」とあるのは、急いで一通りの伝習を終えさせるコースで、「少年生」は伝習の完成を期すコースであることを意味する。これは音楽取調掛の最も古いカリキュラムである。

音楽傳習教則

長年生之部

- 高等唱歌 一週五時 但一回一時ツ、
- 二重音ヨリ三重音ニ至ル唱歌樂譜読法旋律研究音声協否研究等
- 胡弓 一週三回 但一回三十分ツ、

唱歌掛圖其他學校用歌曲ノ練習

- 箏 一週三回 但一回四十五分ツ、
- 二重音唱歌唱歌掛圖初編其他學校用歌曲ノ練習及合彈練習
- 調絃 一週三時 但一回一時ツ、
- 長音階短音階旋律法及諸調移法等
- 洋琴 一週三回 但一回四十五分ツ、
- 教授本急読法バイアル氏洋琴教授本等
- 唱歌 温習 一週一時以上 但土曜日午後
- 週内學習スルトコロノ唱歌ヲ温習セシム
- 和聲學講義 一週三時 但一回一時ツ、
- 三和音轉回法及諸和絃進行ノ理等
- 唱歌教授法 一週六時 但一回一時ツ、
- 音樂指南 自一至終
- 複習 一週三時 但一回一時ツ、
- 諸樂器及唱歌ヲ複習セシム

少年生之部

- 唱歌 一週五時 但一回一時ツ、
- 複音三重音等ノ唱歌樂譜ノ暗射音階音調ノ移法等
- 洋琴 一週三回 但一回四十五分ツ、
- バイアル氏教授本等
- 唱歌温習 一週一時以上 但土曜日午後
- 長年生ニ同シ
- 複習 一週十六時 但一日三時以下